

請・開設するのは初のケース。

現在、48カ所の申請を完了。7月までに開設予定。なお開設した保育所については、すべて日本生命に利用枠を一部提供する。

介護職員の給与、 9500円増の29万円

厚生労働省は30日、介護職員の処遇の状況を探った新たな調査の結果を公表した。処遇改善加算を取得している施設・事業所の常勤をみると、昨年9月の平均給与額（＊）は月28万9780円と報告されている。28万250円だった一昨年の9月と比べ、9530円アップしていたという。老健局の担当者は、「施設・事業所の努力が大きい。処遇改善は着実に進んでいる」との見方を示した。基本給は17万9680円で、2790円の増額にとどまっている。

平均給与額（＊）＝基本給＋手当＋ボーナス。基本給と各種手当に加えて、各年の4月から9月の間にボーナスを受け取っている人については、その額を6で割ったひと月分を含める

この調査は、全国1万577の施設・事業所が対象。昨年10月に実施され、76.2%の8055施設・事業所から有効な回答を得ている。介護報酬を議論する審議会の調査委員会に結果が報告された。

処遇改善加算の取得の状況

取得している					取得していない
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	
90.0%	70.6%	16.4%	1.3%	1.5%	10.0%

《厚労省調査》

常勤の平均給与額の変化

	2016年9月	2015年9月	差額
処遇改善加算を取っている施設・事業所	28万9780円	28万0250円	9530円
	2013年9月	2012年9月	差額
処遇改善加算を取っている施設・事業所	27万6940円	26万9760円	7180円

《厚労省調査》

政府は4月から、処遇改善加算のさらなる拡充に踏み切る。深刻な人手不足の解消につなげる狙いで、月額平均で1万円程度の賃上げを見込む。既存の要件に加えて、一定の基準にもとづいて定期的に昇給させる仕組みを設けていたり、経験や資格に応じて給料を上げていたりすると適用する。

精神保健福祉法、治安優先の 改正に反対

神奈川県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」（相模原市）で昨年7月に発生した殺傷事件の再発防止策とされる精神保健福祉法改正案に関連し、反対集会が3月24日、参議院議員会館で開かれた。措置入院から退院した人のフォローを強化する改正内容を、弁護士、精神科医らが「治安維持を目的としたものだ。到底許されない」と批判した。

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会

担当：小澤

〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78

TEL: 0120-337-301 FAX: 0575-24-5733

<http://www.nodakensetsu.co.jp/>

mail: ozawa@nodakensetsu.co.jp

お問合せは
コチラまで

案内
不要